

# 今年の年末調整 改訂された様式をご紹介します

令和2年の年末調整の様式は、一見複雑そうですが、書く項目は限られています。下記にポイントをまとめました。また国税庁サイトもご覧ください。 [www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm#a001](http://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm#a001)

## 1 改正様式 「マル基配所」が登場（昨年の配偶者控除等申告書のバージョンアップ版）

新たな様式と、改正内容の対応及び内容は次の表のとおりです。

令和2年以降様式	改正内容	備 考	
(1) R3 年扶養控除等申告書 (マル扶)	① 寡婦控除の改正	「ひとり親」が今年の年末調整から適用になる。 次ページ4参照	
(2) 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (マル基配所)	② 給与所得控除の引下げ	昨年度と比べて、年収 850 万円まではどの段階でも控除額は 10 万円減少。 1 千万円まで段階的に同 25 万円減少。	年収 850 万円まで所得の増減なし。 (注1)
	③ 基礎控除の引き上げ(高額所得者は引き下げ)	基礎控除は 10 万円増。 ただし合計所得 2400 万円超から低下して 2500 万円超はゼロとなる。	
	④ 所得金額の調整控除	主たる給与が年収 850 万円超かつ一定の方(注2)のみ記入する。該当すれば、年収 1000 万円まで前年度と所得の増減なし。 <b>所得金額調整控除 = (給与収入金額(※) - 850 万円) × 10%</b> ※1,000万円超の場合 1,000 万円	
(3) 保険料控除申告書(マル保)	⑤ 電子化	(前月の事務所通信を参照ください)	

(3) 保険料控除申告書(マル保) は変更はありません。

- (注1) 給与所得者の場合は増減なし。一方で個人事業者は、基礎控除の引き上げのみが適用になるため、年間所得 2400 万円以下の個人事業者にとっては減税となります。
- (注2) 本人もしくは扶養者が特別障害者、または 23 歳未満の扶養者がいる方が対象者となります。

## 2 「マル基配所」の3つのパート 該当するところだけ記入(迷ったら出す)

**A: 基礎控除申告書**  
見積所得 2500 万円以下の方は記入する

**B: 配偶者控除等申告書**  
本人と配偶者の見積所得額の組合せから配偶者控除等の額を記入する

**C: 所得金額調整控除申告書**  
計算する欄は無いが、計算結果の控除額を、Aの本人の所得金額から控除する(次ページ注3参照)

### 3 「マル基配所」に記入する所得金額の計算方法

書面で提出する場合、ここが一番悩みそうなところですが、表に従って計算すれば大丈夫です。

#### 基礎控除申告書（A：本人分）

	収入金額	所得金額
給与所得	(当社 + 他からの給与の合計見込 = 下表の(a))	下表で計算 (注3)
給与所得以外の所得の合計額		(注4)

#### 配偶者控除等申告書（B：配偶者分）

	収入金額	所得金額
	(当社 + 他からの給与の合計見込 = 下表の(a))	下表で計算
		(注4)

- (注3) 所得調整控除がある場合、下表で計算した所得から、所得調整額を控除した金額を記入します(本人のみ)。  
 (注4) 公的年金等がある場合は、ここに含めます。なお、源泉分離課税で納税が完結するものや、確定申告しないことを選択した所得は含める必要はありません。

給与所得の収入金額(a)	給与所得(給与所得の「所得金額」欄に記載)	
1円～ 550,999円以下	0円	※ 収入控除の計算方法
551,000円～ 1,618,999円以下	(a) - 550,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円以下	1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円以下	1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円以下	1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円以下	1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円以下	(a) ÷ 4(千円未満切捨) × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円～ 3,599,999円以下	(a) ÷ 4(千円未満切捨) × 2.8 - 80,000円	
3,600,000円～ 6,599,999円以下	(a) ÷ 4(千円未満切捨) × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円～ 8,499,999円以下	(a) × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	(a) × 0.9 - 1,950,000円	

### 4 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し



令和2年の年末調整から、未婚のひとり親にも右表のとおり、所得控除が適用されます。また男女の間で扱いが異なっていた点も改正されます(源泉徴収に反映されるのは令和3年からです)。

- 離婚歴や性別にかかわらず、**生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者**について、同一の「**ひとり親控除**」(控除額35万円)としました。
- 上記以外の寡婦(女性)については、引き続き**寡婦控除**として、扶養する子がいなくても**27万円が控除**できるようになりました。  
→ 記入方法は、令和3年分扶養控除等申告書の場合、該当する□に✓をつけます。

		現行				改正案				
		寡婦(寡夫)控除		ひとり親控除		寡婦控除		ひとり親控除		未婚のひとり親
本人が男性	本人が女性	配偶関係	死別	離婚	死別	離婚	死別	離婚	死別	離婚
		本人所得	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	500万～	～500万
		子	35	27	35	27	35	27	35	35
		子以外	27	27	27	27	27	27	27	27
		無	27	-	-	-	27	-	-	-
		本人所得	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	～500万
		子	27	-	27	-	35	-	35	-
		子以外	-	-	-	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-

※合計所得金額500万円＝年収678万円

出展:財務省「令和2年度税制改正(案)のポイント」(令和2年1月)

#### @10月の予定

- 10/12・9月分源泉所得税
  - 住民税の特別徴収税額納付期限
- 11/2・8月決算法人の確定申告
  - 2,5,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

